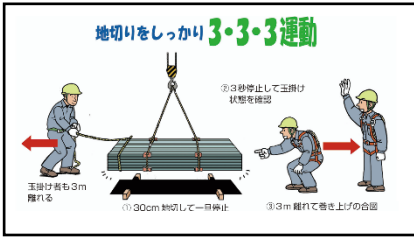


令和7年7月 11 日

死 亡 災 害 等 速 報

長 野 労 働 局

災害発生月	令和7年2月
事業の種類	商業
災害の概要 (注1)	自動車解体工場において、移動式クレーンにより解体後の車体をつり上げたところ、高さ約3mの位置でつり具から車体が外れ、玉掛け作業を担当していた被災者に激突した。 
災害防止のためのポイント (注2)	◎ 作業前に関係者で作業方法等に関する打合せを行い、クレーン作業に係る作業計画を作成した上で、当該作業計画に基づき作業を行うこと。 ◎ つり荷の形状、重量等に対応した玉掛け用具を用い、適切な方法により玉掛けを行うこと。玉掛け用具の選定にあたっては、必要な安全係数を確保するか又は定められた使用荷重等の範囲内で使用すること。 ◎ クレーンの巻き上げ操作時においては、地切りにおいて、荷のバランス、フック外れ止め装置が有効であること等を確認すること。（★「玉掛けの3・3・3運動」参照） ◎ つり荷の下には作業者を立ち入らせないこと。 （関係指針・ガイドライン・通達等） ○ 玉掛け作業の安全に係るガイドラインについて（平 12.2.24 基発第 96 号） ○ クレーン・玉掛け作業の安全衛生（厚生労働省 HP） ★ 知っていますか？「玉掛けの3・3・3運動」 玉掛け作業の安全確保には「3・3・3運動」と呼ばれる、3つの基本原則を徹底する必要があります。 ① 地切り:30cm以上 — 巻き上げて荷のバランスを確認する ② 停止:3秒 — 荷崩れを確認する ③ 荷から離れる:3m — 荷とワイヤーの再確認する 【類似災害】 職場のあんぜんサイト:労働災害事例 （例） 「事故の型：飛来、落下、キーワード：つり荷」で検索   

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

資料出所：外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）